

警報発令となった場合の措置について

気象警報が発令されている場合の対応について、下記の通りの措置を行いますので、ご家庭での対応をよろしくお願いいたします。

記

1 舞鶴市に午前0時以降に特別警報が発表された場合

終日臨時休校 ＊途中解除された場合でも、命の安全に関わるので、避難等に備える。

2 午前7時の段階

舞鶴市に「**暴風警報**」・「**大雨警報**」・「**暴風雪警報**」（＊大雪警報は対象となりません。）のどれか1つでも発表されている場合

午前11時まで登校を見合わせ、自宅で待機する。

3 午前11時の段階

① 警報が解除された場合

昼食を食べて、**午後13時15分までに登校**する。
午後の授業は時間割通りに行います。

② 上記のどれか1つでも発表されている場合

終日臨時休校とします。
翌授業日の時間割はメール配信・HP掲載でお知らせします。（午後12時以降）
必ず確認してください。

4 登校後、警報が発表された場合

その状況に応じて学校が判断し、臨時休校等の措置を講じます。

5 万一、浸水・崩壊等の被害が出た場合は学校への連絡もお願いします。

- ※ テレビ画面上に警報等の発表が「舞鶴・綾部」と表示されても、綾部市のみ場合があります。「**舞鶴市に出ているか**」をテレビのデータ放送、インターネットの気象情報などで確認してください。
- ※ **臨時休校及び自宅待機は安全を考えた措置**です。不要な外出はせず、自宅等にて安全に過ごすようにご家庭でもご指導ください。
- ※ 緊急な日程等の変更を行う場合は、メール配信およびHPに掲載して連絡しますので、確認をお願いします。